

阪南市新型インフルエンザ等対策 行動計画の概要

平成26年3月
阪南市

I 阪南市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の背景

1. 新型インフルエンザについて

- 基本的にすべての人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

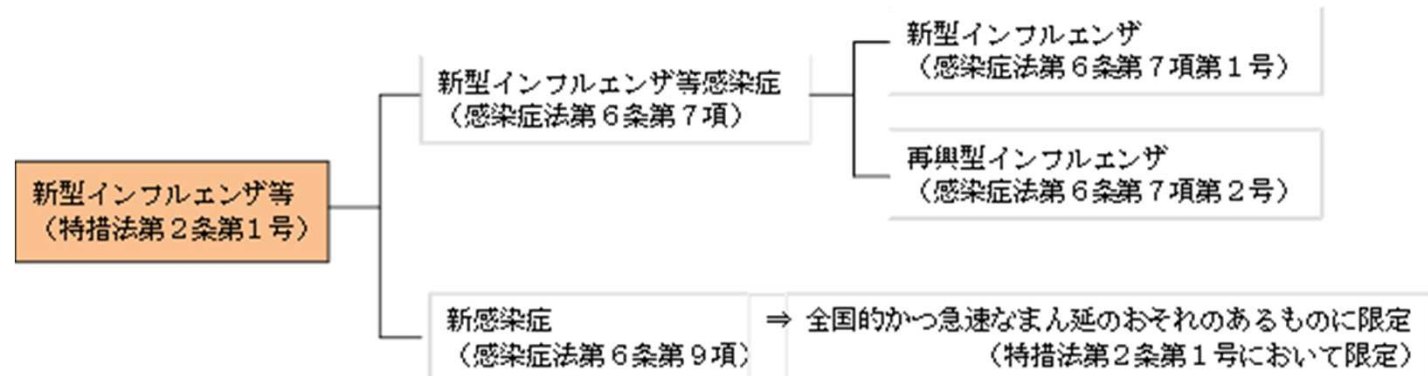
- 新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行された。
- 特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある場合に、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」)を発出することが明記されており、発出時は、市町村に対策本部を設置することが義務付けられている。

3. 阪南市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- 特措法の施行を受け、今回、阪南市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「本市行動計画」という。)を策定するものです。

Ⅱ 本市行動計画の概要

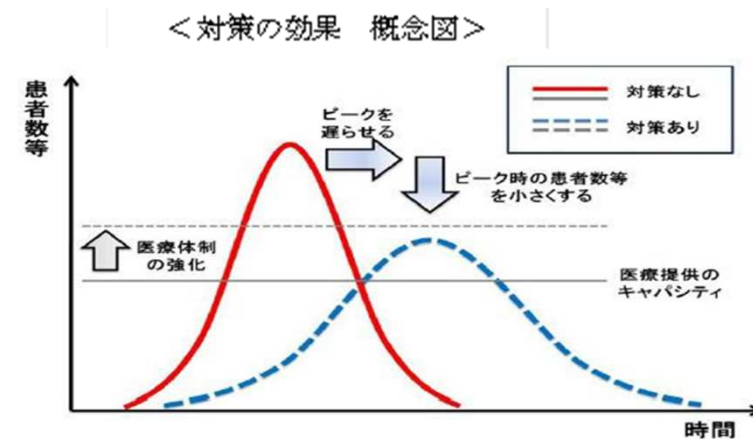
1. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



※感染症: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

2. 対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- (2) 市民生活に及ぼす影響を最小限に抑える



3. 対策の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携・協力の確保
- 記録の作成・保存

4. 被害想定

	阪南市	大阪府	全国
人口（平成22年）	約5万6,600人	約886万人	約1億2,806万人
罹患者数（25%）	約14,150人	約220万人	約3,200万人
※アジアインフルエンザ並みの致死率0.53%による推計			
受診者数	約11,050人 （上限値）	約173万人 （上限値）	約2,500万人 （上限値）
入院患者数	約230人 （上限値）	約37,000人 （上限値）	約53万人 （上限値）
死亡者数	約75人 （上限値）	約12,000人 （上限値）	約17万人 （上限値）
1日当たりの 最大入院患者数	約45人 （流行発生から5週目）	約7,000人 （流行発生から5週目）	約10.1万人 （流行発生から5週目）

- ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等の宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的な要因に左右される。

5. 本市行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 特措法で盛り込まれた各種の対応等を記載

項 目	特 色
(1)体制整備	●市長を本部長とした対策本部の設置 ※政府が緊急事態宣言を発出したときは法定による設置 ●警戒本部の設置 ※新型インフルエンザ等が国内または海外で発生した場合に設置
(2)予防	●市民への予防接種の実施 ・緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づく接種(全市民を対象) ・緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく接種 (希望者のみを対象)
(3)まん延予防	●大阪府が実施する以下の感染拡大防止策への協力 ・不要不急の外出の自粛要請 ・施設の使用制限の要請 等
(4)医療	●大阪府が臨時の医療施設を開設するにあたっての協力

Ⅲ 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
対策の目的	・体制の整備 ・市内発生の早期確認に努める	・府内発生の遅延と早期発見 ・府内発生に備えて体制の整備	・感染拡大をできる限り抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民生活への影響を最小限化	・市民生活の回復を図り流行の第二波に備える
実施体制	・行動計画の策定 ・連携体制の強化等	<u>国・府・市町村・指定(地方)公共機関挙げての体制強化</u> ・警戒本部の設置、もしくは任意の本市対策本部の設置 ・警戒本部の設置、もしくは任意の本市対策本部の設置 ◆緊急事態宣言発出時 本市対策本部の設置(法定)			・流行の第二波に備えた体制整備
サーベイランス 情報収集	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力
情報提供・共有	・情報提供、共有について庁外の体制整備等	<u>一元的な情報発信、市民へのわかりやすい情報提供</u> ・多様な手段による情報提供 ・相談窓口等の設置等 ・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・相談窓口等の充実・強化等			・情報提供の在り方の見直し ・相談窓口等の体制の縮小等

	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
予 防 ・ まん延防止	・個人レベル、職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発 ・市民への予防接種の体制整備 等	・特定接種の準備、開始 ・市民への予防接種の準備 等	・市民、事業者等への感染予防策の要請 ・市民への予防接種の準備、開始 等 ◆緊急事態宣言発出時 ・全市民を対象とした予防接種の実施 ・府が行う外出自粛要請、施設の使用制限等への協力	・市民、事業者等への感染予防策の要請 ・市民への予防接種の準備、開始 等	・第二波に備えた市民への予防接種の継続 等
市 民 生 活 の 安 定 確 保	・要援護者への生活支援の体制整備 ・火葬能力等の把握 ・必要物資及び資材の備蓄 等	・要援護者への生活支援 ・外出の自粛や食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ ・一時的に遺体を安置する施設確保に向けた準備	◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・便乗値上げの防止の要請 等	◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・便乗値上げの防止の要請 ・火葬炉の稼働 等	・第二波への備え ◆緊急事態宣言発出時 ・これまでの措置の縮小もしくは中止
医 療	・府への協力	・府への協力	・府への協力	・在宅で療養する患者への支援 ◆緊急事態宣言発出時 ・府と連携し、臨時の医療施設の設置	・第二波への備え ◆緊急事態宣言発出時 ・府と連携し、臨時の医療施設の設置

IV 発生段階ごとの主な対策の概要

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの。毎年、流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なる。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視すること。

○ 相談窓口

本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、一般市民向けに設置するお問い合わせ窓口のこと。